# 3-1 災害時の連絡先

機関名	通常時電	 話番号	休日・夜間電話番号		
国					
内閣府	代表	03-5253-2111	代表	03-5253-2111	
消防庁	代表	03-5253-5111	宿直室	03-5253-7777	
九州管区警察局	代表	092-622-5000	代表	092-622-5000	
九州厚生局	代表	092-472-2361	代表	092-472-2361	
九州農政局	代表	096-211-9111	代表	096-211-9111	
九州農政局長崎県拠点	農政推進グループ	095-845-7123	農政推進グループ	095-845-7123	
九州防衛局	企画部地方調整課 地方協力確保室	092-483-8816	当直室	092-483-8832	
九州地方整備局	企画部防災課	092-476-3544	代表	092-471-6331	
雲仙復興事務所	調查·品質確保課	0957-64-4171	調查·品質確保課	0957-64-4171	
長崎港湾・空港整備事務所	保全課	095-878-5203	副所長	090-5486-4126	
九州経済産業局	企画部総務課	092-482-5405	企画部総務課	090-7396-9444	
九州産業保安監督部	管理課	092-482-5927			
福岡財務支局長崎財務事務所	総務課	095-827-7095			
九州総合通信局	無線通信部陸上課	096-326-7857			
九州森林管理局	企画調整室	096-328-3511			
長崎森林管理署	総務グループ	090-3329-4407	代表		
長崎海上保安部	警備救難課	095-827-5134	警備救難課	095-827-5134	
佐世保海上保安部	警備救難課	0956-31-6003	警備救難課	0956-31-6003	
対馬海上保安部	警備救難課	0920-52-0118	警備救難課	0920-52-0118	
三池海上保安部	警備救難課	0944-53-0521	警備救難課	0944-53-0521	
大阪航空局長崎空港事務所	総務課	0957-53-6151			
九州運輸局長崎運輸支局	総務企画担当	095-822-0010			
長崎地方気象台	防災	095-811-4862	観測予報	095-811-4861	
長崎労働局	総務課	095-801-0020			
自衛隊					
陸上自衛隊第 16 普通科連隊	代表	0957-52-2131	代表	0957-52-2131	
海上自衛隊佐世保地方総監部	代表	0956-23-7111	代表	0956-23-7111	
航空自衛隊西部航空方面隊司令部	代表	092-581-4031	代表	092-581-4031	
県					
災害対策本部	危機管理課	095-824-3597	防災室	095-825-7855	

長崎県警察本部	代表	095-820-0110	代表	095-820-0110
島原振興局	総務課	0957-63-5036	代表	0957-63-0111
消防局(本部)		<u> </u>		
島原地域広域市町村圏組合消防本部	代表	0957-62-7711	代表	0957-62-7711
公共機関				
日本銀行長崎支店総務課	総務課	095-820-6110		
日本赤十字社長崎県支部	事業推進課	095-821-0680	事業推進課長	090-7152-1222
日本放送協会長崎放送局	企画総務	095-821-1115	放送部	095-821-3121
西日本高速道路㈱九州支社	保全サービス事業部 保全サービス統括課 <sup>°</sup>	092-717-1730	保全サービス事業部 保全サービス統括課	092-717-1730
九州旅客鉄道㈱長崎支社	総務企画課	095-827-4050	長崎駅	095-822-0063
西日本電信電話㈱長崎支店	災害対策室	095-893-8059	災害対策室	095-893-8059
日本郵便㈱島原支店	代表	0957-65-4602	代表	0957-65-4602
日本通運㈱ 長崎支店	代表	095-846-2111	代表	095-846-2111
九州電力㈱ 島原営業所	代表	0957-62-8083	代表	0957-62-8083
(社)島原医師会	(一社)島原医師会代表	0957-62-4453	(一社)島原医師会代表	0957-62-4453
(社)島原南高歯科医師会	事務局	0957-62-3507	事務局	0957-62-3507
(一社)島原薬剤師会	事務局	0957-65-0301	事務局	0957-65-0301
西部ガス㈱ 島原営業所	代表	0957-63-1313	代表	0957-63-1313
(一社)長崎県LPガス協会	事務局	095-824-3770		
(一社)長崎県バス協会	代表	095-822-9018		
(公社) 長崎県トラック協会	代表	095-838-2281		
島原鉄道㈱	鉄道部鉄道課	0957-62-2232	鉄道課運行指令所	0957-62-6623
熊本フェリー㈱	島原支店	0957-65-0701	島原支店	0957-65-0701
九州商船㈱	総務部庶務課	095-822-9151	当直室	095-822-4748
長崎放送㈱	報道部	095-823-1533	報道部	095-823-1533
㈱テレビ長崎	報道部	095-827-2000	報道部 (守衛)	095-827-2000
長崎文化放送㈱	報道制作局	095-843-7004	報道制作局	095-843-7004
㈱長崎国際テレビ	NIB報道部	095-820-3001	NIB報道部	095-820-3001
㈱エフエム島原	放送部	0957-62-0885	放送部	0957-62-0885
㈱長崎新聞社	代表	095-844-2111	代表	095-844-2111

(長崎県地域防災計画 資料編平成30年6月修正 より)

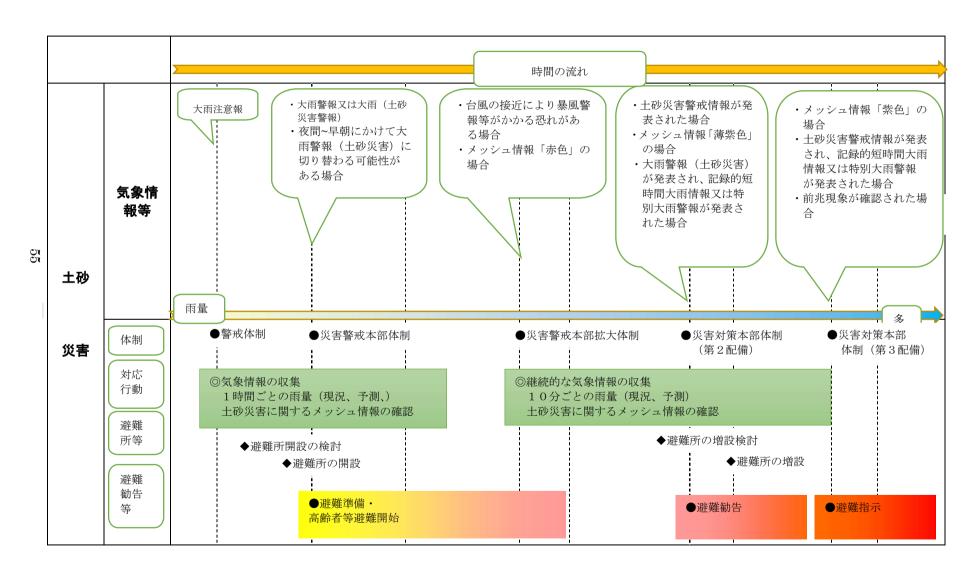
# 3-2 アマチュア無線局

長崎県赤十字無線奉仕団・島原分団員名簿

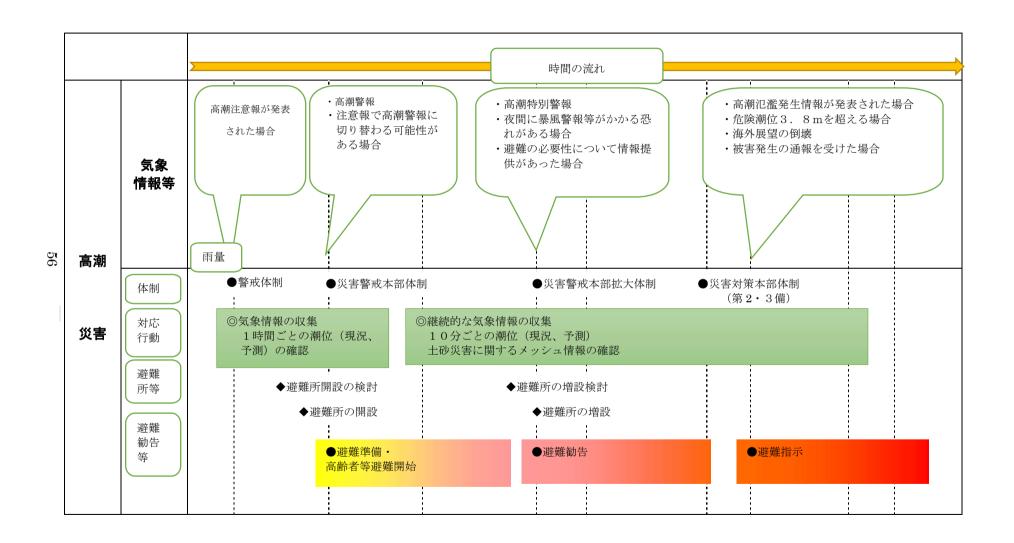
局					名	氏			名
J	Н	6	M	G	Y	島	田	和	義
J	N	6	A	A	Н	宇	土	幸	正
J	Н	6	S	О	Р	大	松	末	信
J	L	6	N	M	D	藤	本	眞	弓
J	Q	6	Q	V	R	稲	田	恒	平
J	Е	6	J	Е	О	大	場	國	敬

#### 水害に関する防災行動計画(タイムライン) 時間の流れ 大雨·洪水警報 水防団待機水位 • 大雨特別警報 · 災害発生情報 大雨・洪水注意報 (第1基準水位) • 記録的短時間大雨情報 · 氾濫危険水位 · 氾濫注意水位 (第2基準水位) 気象情 ・水防団からの住民からの通報 報等 多 雨量 ●警戒体制 ●災害警戒本部体制 ●災害警戒本部拡大体制 体制 ●災害対策本部 ●災害対策本部 体制 (第2配備) 体制 (第3配備) 対応 ◎継続的な気象情報の収集 行動 ◎気象情報の収集 10分ごとの河川水位、流域雨量指数の予測値 1時間ごとの河川水位、流域雨量指数の予 、実況雨量、予測雨量の確認 測値、実況雨量、予測雨量の確認 洪水 避難 ◆避難所の増設検討 ◆避難所開設の検討 所等 ◆避難所の増設 ◆避難所の開設 避難 勧告 ●避難準備・ ●避難指示 ●避難勧告 高齢者等避難開始

# 土砂災害に関する防災行動計画(タイムライン)



# 高潮災害に関する防災行動計画 (タイムライン)



#### 4-1 島原市防災会議条例

昭和 38 年 3月 29 日条例第 10 号 昭和 44 年 7月 11 日条例第 21 号 昭和 45 年 6月 20 日条例第 28 号 昭和 53 年 6月 28 日条例第 21 号 平成 7年 9月 29 日条例第 20 号 平成 11 年 12 月 22 日条例第 35 号 平成 25 年 3月 26 日条例第 12 号 改正

#### 島原市防災会議条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法 (昭和36年法律第223号) 第16条第6項の規定に基づき、 島原市防災会議 (以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

#### (所掌事務)

- 第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
  - (1) 島原市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
  - (2) 水防計画を作成し、及びその実施を推進すること。
  - (3) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
  - (4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
  - (5) 前4号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

#### (会長及び委員)

- 第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。
- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
  - (2) 長崎県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
  - (3) 長崎県警察の警察官のうちから市長が任命する者
  - (4) 島原地域広域市町村圏組合の消防長の職にある者
  - (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (6) 教育長
  - (7) 消防団長
  - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
  - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- 6 前項第1号、第2号、第3号、第5号、第8号及び第9号の委員の定数は、それぞれ4人、 6人、1人、7人、10人及び1人とする。

- 7 第5項第8号及び第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その 前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

#### (専門委員)

- 第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員・長崎県の職員・市の職員・関係指定公共機関の職員・ 関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

#### (雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な 事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

#### 附則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (昭和44年7月11日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (昭和 45 年 6 月 20 日条例第 28 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。

#### 附 則 (昭和53年6月28日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則(平成7年9月29日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (平成 11 年 12 月 22 日条例第 35 号)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 島原市水防協議会条例(昭和 56 年島原市条例第 12 号)は、廃止する。
- 3 島原市報酬及び費用弁償条例(昭和31年島原市条例第19号)の一部を次のように改正する。

別表第1中水防協議会委員の項を削る。

#### 附 則 (平成 25 年 3 月 26 日条例第 12 号)

この条例は、公布の日から施行する。

# 4-2 島原市防災会議委員名簿

(令和3年4月現在)

			(1)	和3年4月現在)
委員	号	所 属 機 関 名	役 職 名	氏 名
01		長 崎 地 方 気 象 台	次 長	堤 雅也
02		長 崎 森 林 管 理 署	署 長	髙 木 敏
0.2	1	国土交通省九州地方整備局		<b>正自幼.</b> 加
03		長崎河川国道事務所砂防課	課 長	西島純一郎
04		陸上自衛隊第十六普通科連隊	第 1 中隊長	一 政 肇
05		長 崎 県 島 原 振 興 局	局 長	小 村 利 之
06		長 崎 県 島 原 振 興 局	音 理 部 長	杉 本 和 憲
07		長 崎 県 島 原 振 興 局	農林水産部長	西 尾 康 隆
08	2	長 崎 県 島 原 振 興 局	建 設 部 長	大 我 正 隆
09		長 崎 県 島 原 振 興 局	保健部長	川 上 総 子
10		長 崎 県 島 原 病 院	院 長	木 下 明 敏
11	3	島 原 警 察 署	署長	江口麿貴一
10	4	島原地域広域市町村圏組合		
12		消    防   本    部	消防 長	園 田 哲 也
13		島原市	前 副 市 長	金子忠教
14		島原市	市長公室長	山 口 一 久
15		島原市	形 総 務 部 長	高 原 昌 秀
16	5	島原市	市 民 部 長	吉 田 信 人
17		島原市	福祉保健部長	横田定幸
18		島原市	建 設 部 長	野 口 一 敏
19		島原市	農林水産部長	坪 田 兼 通
20	6	島 原 市 教 育 委 員 会	教 育 長	森本和孝
21	7	島 原 市 消 防 団	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	本田 庄 一郎
22		三会原土地改良区	理 事 長	林 田 俊 秀
23		西部ガス㈱島原事業所	f 所 長	松尾進
24		島 原 鉄 道 傑	常務取締役	山 中 剛
25		九 商 フ ェ リ ー (株)	管 理 部 長	本 田 光 政
26	8	熊本フェリー㈱島原支店	支 店 長	松岡浩二
27		N H K 長 崎 放 送 局	· 放 送 部 長	小 出 進
28		九州電力送配電株式会社 島原配電事業所	所 長	藤好正明
29		社団法人島原市医師会		高尾雅己
30		九 州 大 学		清水洋
31	9	町内会・自治会連合会		菅 崎 盛 秋

#### 4 - 3

#### 島原市災害対策本部条例

昭和 38 年 3 月 29 日条例第 11 号 平成 25 年 3 月 26 日条例第 12 号 改正

#### 島原市災害対策本部条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定 に基づき、島原市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

- 第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
- 2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、 その職務を代理する。
- 3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

- 第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。
- 2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

#### 附則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (平成 25 年 3 月 26 日条例第 12 号)

この条例は、公布の日から施行する。

#### 4-4 島原市消防団設置条例

昭和 40 年 10 月 9 日条例第 26 号 平成 19 年 1 月 4 日条例第 2 号 改正

#### 島原市消防団設置条例

(目的)

第1条 この条例は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第18条第1項の規定に基づき、消防団の設置、名称及び区域について定めることを目的とする。

(消防団の設置、名称及び区域)

- **第2条** 本市における水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するため、消防団を置く。
- 2 消防団の名称及び区域は、次のとおりとする。

名称	区域
島原市消防団	本市内一円

#### 附則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則(平成19年1月4日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。(後略)

#### 4-5 島原市消防団員の定員、任免、職務等に関する条例

昭和 40 年 10 月 9 日条例第 27 号 昭和44年 3月28日条例第6号 昭和45年 3月31日条例第5号 昭和 46 年 3 月 31 日条例第 12 号 昭和47年 3月31日条例第4号 昭和 48 年 3 月 31 日条例第 11 号 昭和49年 3月27日条例第11号 昭和50年3月31日条例第5号 昭和51年 3月30日条例第13号 昭和52年3月29日条例第10号 昭和53年10月 3日条例第25号 昭和 56 年 3月 25 日条例第 13 号 昭和 57 年 12 月 25 日条例第 23 号 昭和59年3月27日条例第5号 昭和61年 3月31日条例第12号 昭和63年 3月28日条例第 9号 平成 2年 3月30日条例第 8号 平成 2年10月 2日条例第22号 平成 4年 3月30日条例第 9号 平成 6年 3月30日条例第 8号 平成 8年 3月28日条例第 7号 平成 10 年 3 月 30 日条例第 9 号 平成 12 年 3 月 24 日条例第 4 号 平成15年3月27日条例第2号 平成 17 年 12 月 5 日条例第 85 号 平成 18 年 3 月 30 日条例第 1 号 平成19年1月4日条例第2号 平成 23 年 12 月 22 日条例第 14 号 改正

島原市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第19条第2項及び第23条の規定に 基づき、非常勤の消防団員(以下「団員」という。)の定員、任免、給与、服務等について定 めることを目的とする。

(定員)

第2条 団員の定数は、639人とする。

(任命)

- **第3条** 消防団長(以下「団長」という。)は消防団の推薦に基づき市長が任命し、その他の団員は、次の各号の資格を有する者のうちから、市長の承認を得て団長が任命する。
  - (1) 消防団の区域内に居住し、又は勤務する者
  - (2) 年齢 18歳以上の者
  - (3) 志操堅固で、かつ、身体強健な者

#### (欠格条項)

- 第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。
  - (1) 成年被後見人又は被保佐人
  - (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - (3) 第6条の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - (4) 6箇月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者

(分限)

- **第5条** 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。この場合において、団長が当該処分をするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。
  - (1) 勤務成績が良くない場合
  - (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれにたえない場合
  - (3) 前2号に規定する場合のほか、団員に必要な適格性を欠く場合
  - (4) 定数の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合
- 2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その身分を失う。
  - (1) 前条第3号を除く各号のいずれかに該当するに至つたとき。
  - (2) 消防団の区域外に転住し、又は転勤したとき。

(懲戒)

- **第6条** 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、懲戒処分として戒告、停職又は免職することができる。この場合において、団長が当該処分をするときは、前条第1項後段の規定を準用する。
  - (1) 消防に関する法令並びに条例又は規則に違反した場合
  - (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
  - (3) 団員としてふさわしくない非行があつた場合
- 2 停職は、1箇月以内の期間を定めて行う。

(分限及び懲戒の処分手続)

第7条 分限及び懲戒に関する処分の手続については、別に定める。

(服務)

**第8条** 団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知つたときは、あらかじめ指定するところに従い直ちに出動し、職務に従事しなければならない。

- **第9条** 団員であって 10 日以上居住地を離れる場合は、団長にあっては市長に、その他の者にあっては団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。
- 第10条 団員は、職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。
- 第11条 団員は、消防団の正常な運営を阻害し、若しくは著しくその活動能力を低下させる等の 集団的行動を行ってはならない。

#### (報酬)

第12条 団員には、次により報酬を支給する。

団長 年額 81,000円 副団長 年額 67,500円 本部部長 年額 44,000円 分団長 年額 44,000円 副分団長 年額 44,000円 部長 年額 31,500円 班長 年額 30,500円 その他の団員 年額 29,500円

- 2 報酬は、月割計算により7月、11月及び3月にこれを支給する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれの勤務した期間に応じて月割計算した額を支給する。
  - (1) 年の中途において、団員となったとき、又はその職を離れたとき、若しくは死亡したとき。
  - (2) 年の中途において、報酬年額の異なる階級に異動したとき。

#### (費用弁償)

第13条 団員が水火災、警戒、訓練、消防ポンプ等機具手入等の職務に従事する場合においては、 次により費用弁償を支給する。

> 水火災の場合 1回につき 3,400円 警戒の場合 1回につき 3,400円 訓練の場合 1回につき 3,400円 消防ポンプ等機具手入の場合 1月につき (5人) 12,900円 消防ポンプ等機具手入検査の場合 1月につき (15人) 63,700円

- 2 前項の場合を除き、団員が公務のために旅行した場合は、団長については副市長の職にある ものの旅費相当額を、副団長については一般職の職員の6級以下4級以上の職にあるものの旅 費相当額を、本部部長、分団長、副分団長、部長、班長及びその他の団員については一般職の 職員の3級以下の職にあるものの旅費相当額を費用弁償として支給する。
- 3 費用弁償は、そのつど支給する。

#### 附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第12条及び第13条の規定は、昭和40年4月

1日から適用する。

(条例の廃止)

2 島原市消防団条例(昭和24年条例第21号)は、廃止する。

(報酬等の内払)

3 島原市消防団条例(昭和24年条例第21号)第8条の規定に基づき、昭和40年4月1日から この条例の施行日の前日までに団員に支払われた報酬は、この条例第12条及び第13条の規定 による報酬及び費用弁償の内払とみなす。

(有明町の編入に伴う経過措置)

- 4 有明町の編入の日(以下「編入日」という。)前に、有明町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和41年有明町条例第3号。以下「有明町条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 5 編入日前にした行為に対する懲戒の適用については、有明町条例の例による。
- 6 編入日前に支給事由が発生した費用弁償の取扱いについては、有明町条例の例による。

#### 附 則(昭和44年3月28日条例第6号)

この条例は、昭和44年4月1日から施行する。

#### 附 則(昭和45年3月31日条例第5号)

(施行期日等)

1 この条例は、昭和 45 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 13 条第 2 項の改正規定は、昭和 44 年 6 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 昭和44年6月1日以後出発した旅行で、改正前の島原市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の規定により支給された旅費は、改正後の島原市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の規定により支給されたものとみなす。

#### 附 則 (昭和 46 年 3 月 31 日条例第 12 号)

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

#### 附 則(昭和47年3月31日条例第4号)

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

#### 附 則 (昭和 48 年 3 月 31 日条例第 11 号)

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

#### 附 則(昭和49年3月27日条例第11号)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

#### 附 則(昭和50年3月31日条例第5号)

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

#### 附 則 (昭和51年3月30日条例第13号)

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

#### 附 則 (昭和52年3月29日条例第10号)

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

#### 附 則 (昭和53年10月3日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和53年10月1日から適用する。

#### 附 則 (昭和56年3月25日条例第13号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

#### 附 則 (昭和57年12月25日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則(昭和59年3月27日条例第5号)

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

#### 附 則 (昭和61年3月31日条例第12号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

#### (経過措置)

2 この条例による改正後の島原市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例第 13 条の 規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行について は、なお従前の例による。

#### 附 則 (昭和63年3月28日条例第9号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

#### (経過措置)

2 この条例による改正後の島原市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例第 13 条第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行に ついては、なお従前の例による。

#### 附 則(平成2年3月30日条例第8号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成2年10月2日条例第22号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の島原市消防団員の定員、任免、給与、服務等に 関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成2年4月1日から適用する。
- 2 新条例の規定は、平成2年4月1日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。
- 3 新条例の規定を適用する場合においては、改正前の島原市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の規定に基づいて支給された旅費は、新条例の規定による旅費の内払とみなす。

#### 附 則(平成4年3月30日条例第9号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成6年3月30日条例第8号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成8年3月28日条例第7号)

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の島原市消防団員の定員、任命、給与、服務等に関する条例第 13 条第 2 項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に出発する旅行及び施行 日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分につい て適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行について は、なお従前の例による。

#### 附 則 (平成10年3月30日条例第9号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成12年3月24日条例第4号)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)による改正前の民法(以下「旧法」という。)の規定による禁治産の宣告を受けた禁治産者は、改正後の民法(以下「新法」という。)の規定による後見開始の審判を受けた成年被後見人とみなす。
- 3 旧法の規定による心身耗弱を原因とする準禁治産の宣告を受けた準禁治産者は、新法の規定 による保佐開始の審判を受けた被保佐人とみなす。
- 4 前項に規定する準禁治産者以外の準禁治産者に関する本条例の適用については、なお従前の例による。

#### 附 則(平成15年3月27日条例第2号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成 17 年 12 月 5 日条例第 85 号)

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

#### 附 則(平成18年3月30日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(島原市旅費支給条例等の一部改正に伴う経過措置)

2 前3項の規定による改正後の(中略)島原市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する 条例の規定は、切替日以後に出発する旅行から適用し、切替日前に出発した旅行については、 なお従前の例による。

# 附 則(平成19年1月4日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条中第13条第2項の改正規定は、平成19年4月1日から施行する。

# 附 則 (平成 23 年 12 月 22 日条例第 14 号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

#### 4-6 島原市消防団の組織等に関する規則

昭和 41 年 3月 31 日規則第 5号 昭和 48 年 3月 31 日規則第 4号 昭和 50 年 9月 27 日規則第 12 号 昭和 58 年 6月 4 日規則第 13 号 昭和 61 年 2月 28 日規則第 3号 昭和 62 年 6月 2 日規則第 18 号 平成 12 年 3月 28 日規則第 6号 平成 15 年 3月 27 日規則第 4号 平成 17 年 12 月 26 日規則第 44号 平成 18 年 11 月 6 日規則第 19 号 平成 24 年 3月 30 日規則第 19 号 平成 24 年 3月 30 日規則第 19 号 平成 24 年 5月 10 日規則第 12 号 改正

#### 島原市消防団の組織等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第18条第2項及び第23条第2項並びに消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和40年島原市条例第27号)第7条の規定に基づき、消防団の組織及び消防団員の階級等並びに消防団員の分限等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(消防団の組織等)

- 第2条 島原市消防団の組織は、本部及び24分団をもって構成する。
- 2 前項の本部及び分団の組織並びに事務分掌については、別に定める。

(本部の位置)

第3条 消防団の本部は、島原市役所内に置く。

(分団の名称及び区域)

第4条 消防団の各分団の名称及び区域は、別表第1のとおりとする。

(消防団員の階級)

第5条 消防団員の階級は、消防団長、副団長、本部部長、分団長、副分団長、部長、班長及び 団員とする。

(消防団員の職務)

第6条 消防団員の職務内容は、次の表のとおりとする。

階級	職務内容
消防団長	消防団の事務を統括し、消防団員を指揮監督する。

副団長	消防団長を補佐し、消防団長に事故あるとき、又は消防団長が欠けたときは、そ
	の職務を代理する。
本部部長	消防団長の命を受け、当該部の事務を掌る。
分団長	消防団長の命を受け、当該分団の事務を掌理し、所属の消防団員を指揮監督する。
副分団長	分団長を補佐し、分団長に事故あるとき、又は分団長が欠けたときは、その職務
	を代理する。
部長	上司の命を受け、当該部の事務を掌り、分団長及び副分団長ともに事故あるとき、
	又はそれらの者がともに欠けたときは、分団長の職務を代理する。
班長	上司の命を受け、当該班の事務を掌る。
団員	上司の命を受け、消防事務に従事する。

#### (消防団員の階級別定員及び配置)

第7条 消防団員の階級別定員及び配置は、別表第2のとおりとする。

#### (消防団員の訓練及び礼式)

第8条 消防団員の訓練及び礼式については、消防訓練礼式の基準(昭和40年消防庁告示第1号) によるものとする。

#### (消防団員の服制)

第9条 消防団員の服制については、消防団員服制(昭和25年国家公安委員会告示第1号)によるものとする。

#### (消防団員の分限及び懲戒に関する処分の手続)

第10条 消防団員の分限及び懲戒に関する処分の手続は、島原市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和26年島原市条例第33号)を準用するものとする。

#### 附則

- 1 この規則は、昭和41年4月1日から施行する。
- 2 島原市消防団設置規則(昭和24年島原市規則第2号)は、廃止する。

#### 附 則(昭和48年3月31日規則第4号)

この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

#### 附 則 (昭和50年9月27日規則第12号)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
  - (1) 消防法及び島原市火災予防条例の施行に関する規則(昭和37年島原市規則第18号)
  - (2) 危険物の規制に関する規則(昭和40年島原市規則第19号)

#### 附 則(昭和58年6月4日規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則(昭和61年2月28日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則(昭和62年6月2日規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則(平成12年3月28日規則第6号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成15年3月27日規則第4号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成 17 年 12 月 26 日規則第 44 号)

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

#### 附 則(平成18年11月6日規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則(平成24年3月30日規則第4号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

### 附 則(平成28年5月10日規則第12号)

この規則は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

別表第1 (第4条関係)

名称	管轄区域
第1分団	礫石原町、広高野町、油堀町、長貫町
第2分団	寺中町、原口町、中野町、洗切町
第3分団	中原町、津吹町、三会町、亀の甲町
第4分団	稗田町、出平町、出の川町、下宮町、大手原町、御手水町
第5分団	西町、江里町、立野町、山寺町
第6分団	宇土町、中尾町、原町、本町、杉山町、前浜町
第7分団	南千本木町、北千本木町、上折橋町、下折橋町、六ツ木町
第8分団	上の町、中町、片町、宮の町、新田町、田町、新馬場町、北門町、城内一丁目、 城内二丁目、城内三丁目、先魁町、今川町
	柏野町、南柏野町、城西中の丁、桜門町、古丁、江戸丁、下の丁、新建、下新
第9分団	丁、浦の川、柿の木町、上新丁一丁目、上新丁二丁目、上新丁三丁目、城見町、
	北原町、本光寺町
第 10 分団	桜町、万町、堀町、加美町、中堀町、高島一丁目、高島二丁目、新町一丁目、
N1 10 Y1 E1	新町二丁目、弁天町一丁目、弁天町二丁目、湊道一丁目、湊道二丁目、白土町
第 11 分団	寺町、萩原一丁目、萩原二丁目、萩原三丁目、萩が丘一丁目、萩が丘二丁目、
214 77 24 174	青葉町、小山町、上の原一丁目、上の原二丁目、上の原三丁目
	坂上町、坂下町、八幡町、湖南町、西八幡町、栄町、浦田一丁目、浦田二丁目、
第 12 分団	元船津町、蛭子町一丁目、蛭子町二丁目、有馬船津町、白土桃山一丁目、白土
	桃山二丁目、霊南一丁目、霊南二丁目
第 13 分団	崩山町、新山一丁目、新山二丁目、新山三丁目、新山四丁目、津町、広馬場町、
the 14 N Fil	中組町、湊新地町、白山町、湊町、下川尻町、南下川尻町、緑町
第 14 分団	大下町、門内町、新湊一丁目、新湊二丁目
第 15 分団	南上木場町、北上木場町、白谷町、仁田町、天神元町、札の元町
第 16 分団	浜の町、南安徳町、中安徳町、鎌田町、北安徳町、梅園町、南崩山町、平成町、
** 17 /\ \[ \bar{\pi} \]	船泊町、秩父が浦町、親和町
第17分団	有明町大三東一野、松崎、松尾、山ノ内、小原上、小原下、半田
第 18 分団	有明町大三東東小路、境ノ松、才木、出口、払山
第 19 分団	有明町大三東 菅、小路、大原、中、甘木、門前
第 20 分団	有明町大三東 柏野、源在高野、川之内、山之内上、一本松、二ッ石
第 21 分団	有明町湯江 浜東、浜西、神木、池田、川原
第 22 分団	有明町湯江 久原、戸切、森岡、平山
第 23 分団	有明町湯江 枦山、舞人堂、庄司屋敷、城之尾、釘崎
第 24 分団	有明町湯江 沖之尾、温泉屋敷、野田、向之原

別表第2(第7条関係)

# 階級別定員及び配置

階級別本部	消防	의 III E	本部	八田目	副分	±n ⋿	IJT E		#1
本部分団別	団長	副団長	部長	分団長	団長	部長	班長	団員	計
本部	1	6	7			1	1	8	24
第1分団				1	1	2	6	10	20
第2分団				1	1	2	6	20	30
第3分団				1	1	2	6	20	30
第4分団				1	1	2	6	20	30
第5分団				1	1	2	6	20	30
第6分団				1	1	2	6	20	30
第7分団				1	1	2	6	10	20
第8分団				1	1	2	6	10	20
第9分団				1	1	2	6	10	20
第 10 分団				1	1	2	6	10	20
第 11 分団				1	1	2	6	10	20
第 12 分団				1	1	2	6	20	30
第 13 分団				1	1	2	6	20	30
第 14 分団				1	1	2	6	10	20
第 15 分団				1	1	2	6	10	20
第 16 分団				1	1	2	6	10	20
第 17 分団				1	1	2	6	25	35
第 18 分団				1	1	2	6	15	25
第 19 分団				1	1	2	6	20	30
第 20 分団				1	1	2	6	20	30
第 21 分団				1	1	2	6	20	30
第 22 分団				1	1	2	6	15	25
第 23 分団				1	1	2	6	20	30
第 24 分団				1	1	2	6	10	20
計	1	6	7	24	24	49	145	383	639

#### 4-7 島原市防災行政無線管理運用規程

平成27年3月30日訓令第2号

#### 島原市防災行政無線管理運用規程

島原市防災行政無線管理運用規程(平成17年訓令第13号)の全部を改正する。

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 組織(第3条~第5条)

第3章 運用 (第6条~第10条)

第4章 管理(第11条)

第5章 受信設備(第12条~第15条)

第6章 設備の保守(第16条)

第7章 無線従事者 (第17条~第19条)

第8章 関係機関との協定(第20条~第22条)

附則

#### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 この規程は、市民の安全と福祉の増進に寄与することを目的として設置する島原市防災 行政無線の管理及び運用について、電波法(昭和25年法律第131号。以下「法」という。)その 他の法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 法第2条第5号に規定するものをいう。施設全体の構成を別表1に示す。
- (2) 同報系 同報通信方式により親局からの情報を戸別受信機、防災ラジオ、屋外拡声局、登録者メール、防災ホームページ、ケーブルテレビテロップを通じて一斉に伝達する通信系統の総称をいう。
- (3) 移動系 デジタル方式により親局と陸上移動局及び、陸上移動局相互間で通話を行う通信系統をいう。
- (4) 親局 同報系及び移動系通信の運用を総合的に管理、統制するために設置する無線局及び 装置をいう。
- (5) その他の通信所 有明庁舎に設置する親局以外に放送設備を有する本庁及び島原広域消防 本部をその他の通信所という。
- (6) 再送信局 同報系通信において電波の電弱地帯を改善するための簡易な中継局をいう。
- (7) 基地局 移動系通信を行うにあたり必要な無線局をいう。
- (8) 陸上移動局 移動系の無線送受信設備で可搬型、車載型及び携帯型のものをいう。
- (9) 気象観測局 屋外拡声局のうち無線送受信設備により雨量観測を行うものをいう。
- (10) 無線電話局 屋外拡声局のうち無線送受信設備により親局との無線電話を行うものをいう。
- (11) 運用回線 親局とその他通信所を結ぶ回線であり、㈱ケーブルビジョン島原が管理する光ファイバーと本庁・島原広域消防本部・有明庁舎に設置するマイクロ回線をいう。
- (12) 戸別受信機 同報系の無線受信設備で屋内に設置するものをいう。
- (13) 防災ラジオ 同報系の無線を受信し自動起動するラジオをいう。
- (14) 屋外拡声局 同報系の無線受信設備で拡声装置を有し、屋外に設置するものをいう。施設の配置図を別表2に示す。
- (15) 登録者メール 親局からの放送内容を防災メール登録者に伝達するものをいう。
- (16) 防災ホームページ 親局からの放送内容を市及び防災ホームページで表示するものをいう。
- (17) ケーブルテレビテロップ 親局からの放送内容を民間ケーブルテレビ局の専用チャンネルに表示するものをいう。
- (18) 遠隔制御器 親局と有線で接続された送受信設備で親局の機能を分掌するものをいう。
- (19) 無線従事者 電波法第40条第1項第4号の資格を有する職員をいう。

#### 第2章 組織

(総括管理者)

第3条 全ての無線局を総括管理し、次条に規定する管理責任者を指揮監督するため、総括管理者を置く。

2 総括管理者は、市長をもって充てる。

(管理責任者)

第4条 第2条第4号から第19号までに定める設備(以下「親局等」という。)を管理し、次条に規定する通信担当者及び無線従事者を指揮監督するため、管理責任者を置く。

3 管理責任者は、市民部市民安全課長をもって充てる。

#### (通信担当者等)

- 第5条 無線局(屋内受信設備を除く。)に通信担当者及び無線従事者(以下「通信担当者等」という。)を置く。
- **2** 通信担当者等は、管理責任者が指名するものとし、管理責任者は指名後速やかに通信担当者 等指名届により、総括管理者に通知しなければならない。
- **3** 第1項に規定する通信担当者等のうち、親局の通信担当者等は、法第40条第1項に定める資格を有する者でなければならない。

#### 第3章 運用

(運用時間)

第6条 無線局の運用は次のとおりとする。

放送の種類	放送の時間
特別放送	即時
緊急防災放送	即時
緊急行政放送	即時
一般放送	7:30, 12:30, 19:45
祈念放送	指定時間
時報	8:00、12:00、17:00、19:45 ※島原地区は正午のみ

#### (通信及び通報の種類)

- 第7条 同報系及び移動系において行う通信の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 特別放送 避難勧告・指示、J-ALERT等、人命・財産の保護保全に直結する情報であり、緊急一斉放送を行う通信をいう。
- (2) 緊急防災放送 火災発生、気象警報、治安情報等、人命・財産の保護に係る喚起的情報であり、一斉放送を行う通信をいう。
- (3) 緊急行政放送 行事の中止等、住民の生活において急を要する情報であり、一斉放送を行う通信をいう。
- (4) 一般放送 住民の生活を補完する情報であり、情報を必要とする者に対して定時での放送を行う通信をいう。
- (5) 祈念放送 災害、終戦等、哀悼を意としたサイレン放送
- (6) 時報 ミュージックチャイム

- (7) 試験放送 無線設備の試験のために行う通信をいう。
- (8) 一斉放送 屋内受信設備又は陸上移動局に対し、同時に同一内容の通報を行う通信をいう。

#### (通信統制)

**第8条** 総括管理者は、非常災害時の緊急時に通信がふくそうしたときは、緊急通信を最優先させるため、無線局に対して割込通信を行い、又は通信の中止を命ずることができる。

#### (放送の優先順位等)

- **第9条** 同報系の無線局の通信による放送(以下「放送」という。)は、次の各号に掲げる順序により、優先順位をつけ放送するものとする。
- (1) 風水害、火災、地震等の非常事態に関する放送
- (2) 人命救助その他特に緊急重要な放送
- (3) 本市行政に係る周知連絡に関する放送

#### (放送の申請)

- 第10条 前条第1項第3号の放送を申請しようとする課等の長は、放送希望日の前週水曜日、水曜日が祝日の場合その前日の正午までに、防災行政無線放送申請書(様式第1号)を総括管理者に提出しなければならない。
- 2 総括管理者は、前項による申請があった場合は、申請内容にそって放送するものとする。ただし、申請書中の放送内容が放送をする必要がないと認められる時は、その旨を申請者に通知するものとする。

#### 第4章 管理

#### (運用状況報告)

- 第11条 管理責任者は、その管理に属する親局等を常に点検するとともに、その点検結果及び運用状況を把握し、異常が発見された場合、速やかにその措置を行うと共に総括管理者に報告しなければならない。(様式第2号)
- **2** 管理責任者は、親局等に故障等の管理上の支障が生じたときは、前項にかかわらず、速やかにその旨を総括管理者に報告し、その指示を受けなければならない。

#### (屋外拡声局)

第12条 屋外拡声局の設備の一部である拡声装置は、本市が無線放送等の用に供するほか、設置された町の町内会長又は自治会長及び消防団員が、地域住民の安全及び福祉のために使用することができるものとする。

#### (拡声装置の保全)

第13条 拡声装置を使用する者は、受信設備に異常を発見したときは、直ちに市長にその状況を届け出なければならない。

(屋内受信設備の設置)

第14条 屋内受信機は、戸別受信機、文字表示戸別受信機、防災ラジオに分類し、その設置は全世帯、全事業所を対象に配備する。

(屋内受信設備の貸与等)

第15条 屋内受信設備の貸与については、屋内受信設備設置要綱に定めるものとする。

#### 第6章 設備の保守

(保守点検)

第16条 無線設備の正常な通信機能を維持するため、次のとおり保守点検を行うものとする。

- (1) 日点検 使用の都度実施する。
- (2) 半年点検 半年に1回実施する。

#### 第7章 無線従事者

(選任及び解任)

第17条 総括管理者は、通信担当者を選任し、又は解任したときは電波法第39条の4、又は電波法第51条の規定により、無線従事者選(解)任届(様式第3号)を九州総合通信局長へ提出するものとする。

(研修)

第18条 総括管理者は、毎年1回以上、通信担当者等に対し法及び関係法令、無線機の取扱要領等についての研修を行うものとする。

(無線従事者の配置、養成)

- 第19条 総括管理者は、無線局の運用に必要なだけの無線従事者を配置するものとする。
- **2** 無線管理者は、無線担当者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意する ものとする。

#### 第8章 関係機関との協定

(協定の内容)

- 第20条 火災発生及び鎮火の放送を行うため、島原広域消防本部と機器設置及び運用に係る協定 を締結する。
- 2 火災発生及び緊急情報のケーブルテレビ自主放送番組でのテロップ放送を行うため、㈱ケーブルビジョン島原(かぼちゃてれび)、西九州電設株式会社(ひまわりてれび)と機器設置及び運用に係る協定を締結する。
- **3** 防災行政無線の防災ラジオによる放送を行うため、㈱FMしまばらと機器設置及び運用に係る協定を締結する。

(様式)

第21条 この規程により使用する書類の様式は、総括管理者が別に定める。

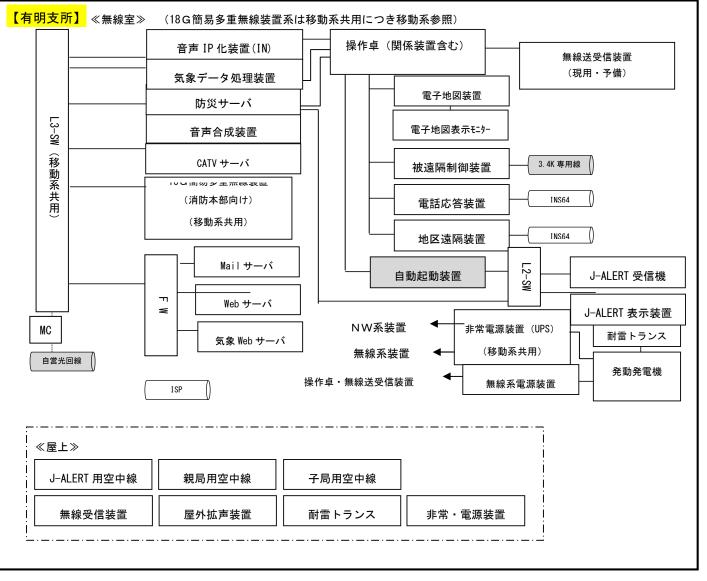
(委任)

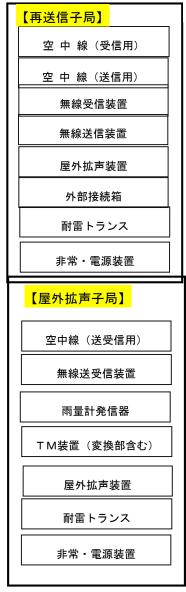
第22条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、総括管理者が別に定める。

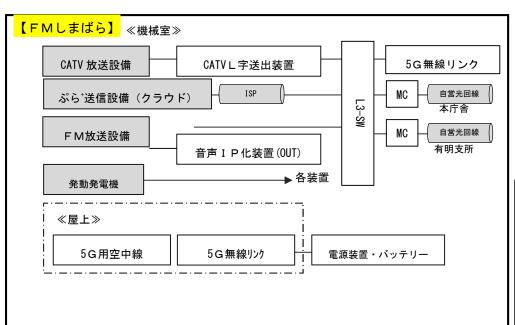
# 附 則

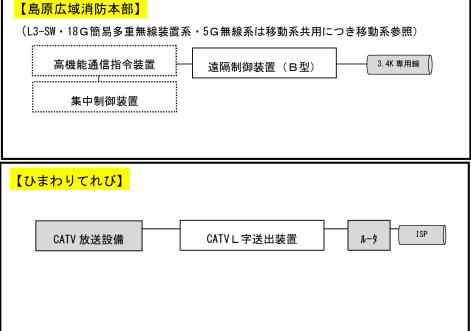
この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

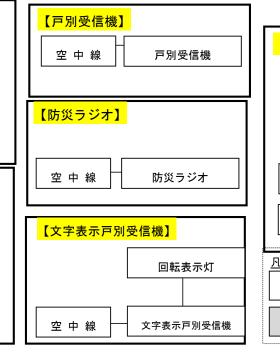
【本庁舎】 《市民安全課》(5G無線アクセスシステムは移動系共用につき移動系参照)

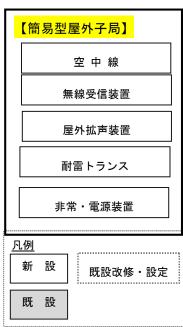






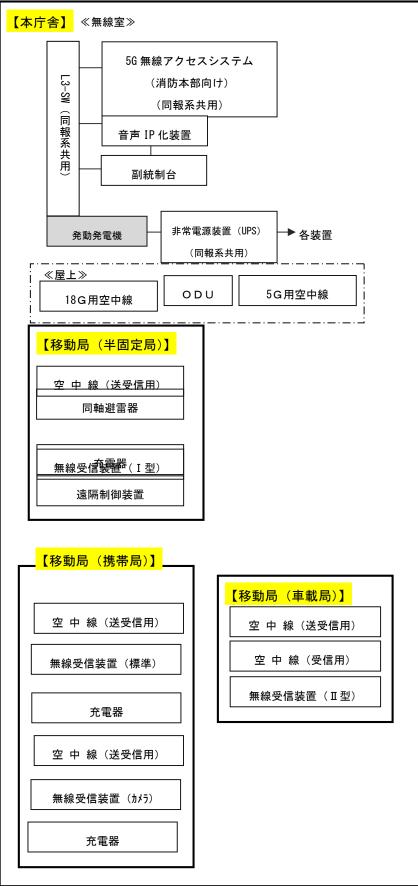


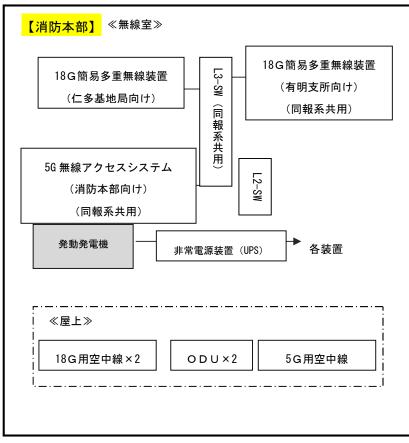


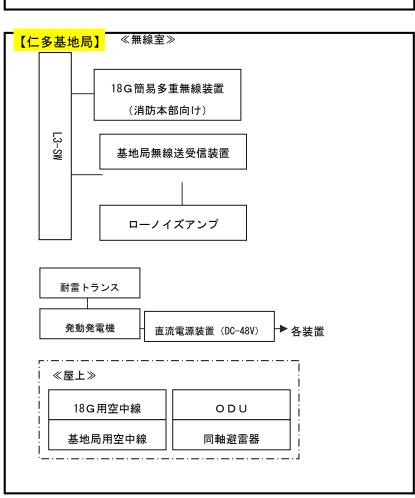


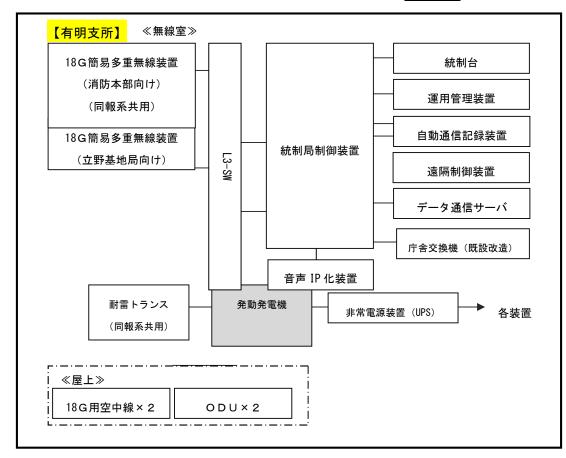
81

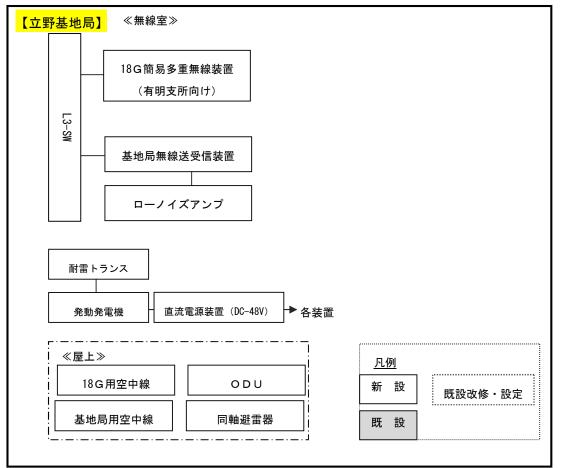
別表 1











82

# 別表2

# 島原市無線局一覧表(移動系)

No.	種別		機器 形状	局 名	無線局呼出名称	設置場所
1	基地局	FB	基地	仁田基地局	しまばらぼうさいにたこうえん	島原市仁田町乙1845-145 仁田団地第一公園内
2	基地局	FB	基地	島原(立野)基地局	しまばらぼうさい	島原市立野町丙1665-1
3	陸上移動局	ML	半固定	消防団本部	しまばらぼうさい300	島原市新馬場町872-2 島原地域広域市町村圏組合 消防本部内
4	陸上移動局	ML	半固定	本庁	しまばらぼうさい401	島原市上の町537 島原市役所内
5	陸上移動局	ML	半固定	有明支所	しまばらぼうさい502	島原市有明町大三東戊1327 島原市有明庁舎内
6	陸上移動局	ML	車載	団本部指揮車1	しまばらぼうさい301	島原市新馬場町872-2 島原地域広域市町村圏組合 消防本部内
7	陸上移動局	ML	車載	団本部指揮車2	しまばらぼうさい302	島原市新馬場町872-2 島原地域広域市町村圏組合 消防本部内
8	陸上移動局	ML	車載	本庁車載	しまばらぼうさい402	島原市上の町537
9	陸上移動局	ML	車載	有明車載	しまばらぼうさい503	島原市有明町大三東戊1327
10	陸上移動局	ML	携帯	第1分団1	しまばらぼうさい011	島原市油堀町丙2047番地2
11	陸上移動局	ML	携帯	第1分団2	しまばらぼうさい012	n .
12	陸上移動局	ML	携帯	第2分団1	しまばらぼうさい021	島原市寺中町丙2606番地2
13	陸上移動局	ML	携帯	第2分団2	しまばらぼうさい022	n .
14	陸上移動局	ML	携帯	第3分団1	しまばらぼうさい031	島原市中原町乙1516番地3
15	陸上移動局	ML	携帯	第3分団2	しまばらぼうさい032	"
16	陸上移動局	ML	携帯	第4分団1	しまばらぼうさい041	島原市出平町甲452番地4
17	陸上移動局	ML	携帯	第4分団2	しまばらぼうさい042	
18	陸上移動局	ML	携帯	第5分団1	しまばらぼうさい051	島原市山寺町丙808番地
19	陸上移動局	ML	携帯	第5分団2	しまばらぼうさい052	
20	陸上移動局	ML	携帯	第6分団1	しまばらぼうさい061	島原市本町乙348番地1
21	陸上移動局	ML	携帯	第6分団2	しまばらぼうさい062	
22	陸上移動局	ML	携帯	第7分団1	しまばらぼうさい071	島原市六ツ木町甲 1072-1、1044-5
23	陸上移動局	ML	携帯	第7分団2	しまばらぼうさい072	
24	陸上移動局	ML	携帯	第8分団1	しまばらぼうさい081	島原市上の町1317番地
25	陸上移動局	ML	携帯	第8分団2	しまばらぼうさい082	
26	陸上移動局	ML	携帯	第9分団1	しまばらぼうさい091	島原市下新丁2474番地1
27	陸上移動局	ML	携帯	第9分団2	しまばらぼうさい092	n .
28	陸上移動局	ML	携帯	第10分団1	しまばらぼうさい101	島原市弁天町一丁目79番地1
29	陸上移動局	ML	携帯	第10分団2	しまばらぼうさい102	II
30	陸上移動局	ML	携帯	第11分団1	しまばらぼうさい111	島原市上の原一丁目6205番地4
31	陸上移動局	ML	携帯	第11分団2	しまばらぼうさい112	п
32	陸上移動局	ML	携帯	第12分団1	しまばらぼうさい121	島原市浦田一丁目816番地3
33	陸上移動局	ML	携帯	第12分団2	しまばらぼうさい122	n .
34	陸上移動局	ML	携帯	第13分団1	しまばらぼうさい131	島原市白山町46番地1
35	陸上移動局	ML	携帯	第13分団2	しまばらぼうさい132	11
36	陸上移動局	ML	携帯	第14分団1	しまばらぼうさい141	島原市大下町丙1062番地3
37	陸上移動局	ML	携帯	第14分団2	しまばらぼうさい142	II.
38	陸上移動局	ML	携帯	第15分団1	しまばらぼうさい151	島原市天神元町乙509番地2
39	陸上移動局	ML	携帯	第15分団2	しまばらぼうさい152	II.

						4
40	陸上移動局	ML	携帯	第16分団1	しまばらぼうさい161	島原市北安徳町丁3083番地1
41	陸上移動局	ML	携帯	第16分団2	しまばらぼうさい162	n,
42	陸上移動局	ML	携帯	第17分団1	しまばらぼうさい171	島原市有明町大三東乙950番地1
43	陸上移動局	ML	携帯	第17分団2	しまばらぼうさい172	"
44	陸上移動局	ML	携帯	第18分団1	しまばらぼうさい181	島原市有明町大三東丙479番地2
45		ML	携帯	第18分団2	しまばらぼうさい182	"
46	陸上移動局	ML	携帯	第19分団1	しまばらぼうさい191	島原市有明町大三東戊801番地2
47	上下 陸上移動局	ML	携帯	第19分団2	しまばらぼうさい192	"
48	性上移動局 陸上移動局	ML	携帯	第20分団1	しまばらぼうさい201	島原市有明町大三東戊2905番地1
	医工物期间	IVIL		第20分回1	C\$(\$5(\$)&\frac{1}{2}\f	高原印名·列列 八二米及2900 街地 I
49	陸上移動局	ML	携帯	第20分団2	しまばらぼうさい202	"
50	陸上移動局	ML	携帯	第21分団1	しまばらぼうさい211	島原市有明町湯江甲681番地1、甲93 番地7
51	陸上移動局	ML	携帯	第21分団2	しまばらぼうさい212	n .
52	陸上移動局	ML	携帯	第22分団1	しまばらぼうさい221	島原市有明町湯江乙1739番地
53	陸上移動局	ML	携帯	第22分団2	しまばらぼうさい222	"
54	陸上移動局	ML	携帯	第23分団1	しまばらぼうさい231	島原市有明町湯江丙411番地1
55	陸上移動局	ML	携帯	第23分団2	しまばらぼうさい232	n n
56	陸上移動局	ML	携帯	第24分団1	しまばらぼうさい241	島原市有明町湯江丁1571番地1
57	陸上移動局	ML	携帯	第24分団2	しまばらぼうさい242	II
58	陸上移動局	ML	携帯	団本部指揮車3	しまばらぼうさい303	島原市新馬場町872-2
59	陸上移動局	ML	携帯	消防団団長	しまばらぼうさい304	島原市新馬場町872-2
60	陸上移動局	ML	携帯	湯江副団長	しまばらぼうさい305	島原市新馬場町872-2
61	陸上移動局	ML	携帯	大三東副団長	しまばらぼうさい306	島原市新馬場町872-2
62	陸上移動局	ML	携帯	三会副団長	しまばらぼうさい307	島原市新馬場町872-2
63	陸上移動局	ML	携帯	杉谷副団長	しまばらぼうさい308	島原市新馬場町872-2
64	陸上移動局	ML	携帯	中央副団長	しまばらぼうさい309	島原市新馬場町872-2
65	陸上移動局	ML	携帯	安中副団長	しまばらぼうさい310	島原市新馬場町872-2
66	陸上移動局	ML	携帯	湯江部長	しまばらぼうさい311	島原市新馬場町872-2
67	陸上移動局	ML	携帯	大三東部長	しまばらぼうさい312	島原市新馬場町872-2
68	陸上移動局	ML	携帯	三会部長	しまばらぼうさい313	島原市新馬場町872-2
69	<u>陸上移動局</u>	ML	携帯	杉谷部長	しまばらぼうさい314	島原市新馬場町872-2
70	上移動局 陸上移動局	ML	携帯	中央部長	しまばらぼうさい315	島原市新馬場町872-2
71	上移動局 陸上移動局	ML	携帯	安中部長	しまばらぼうさい316	島原市新馬場町872-2
72	陸上移動局	ML	携帯	総務部長	しまばらぼうさい317	島原市新馬場町872-2
73	陸上移動局	ML	携帯	消防署職員1	しまばらぼうさい318	島原市新馬場町872-2
74	陸上移動局	ML	携帯	消防署職員2	しまばらぼうさい319	島原市新馬場町872-2
75	陸上移動局	ML	携帯	有明公民館	しまばらぼうさい700	島原市有明町大三東戊1438-1
76	陸上移動局	ML	携帯	三会公民館	しまばらぼうさい701	島原市中原町乙1935
77	陸上移動局	ML	携帯	杉谷公民館	しまばらぼうさい702	島原市宇土町乙687-1
78	陸上移動局	ML	携帯	森岳公民館	しまばらぼうさい703	島原市城内1丁目1177-イ第3
79	陸上移動局	ML	携帯	霊丘公民館	しまばらぼうさい704	島原市新町二丁目103-1
80	陸上移動局	ML	携帯	白山公民館	しまばらぼうさい705	島原市西八幡町7657
81	陸上移動局	ML	携帯	安中公民館	しまばらぼうさい706	島原市大下町丙1114-第1
82	陸上移動局	ML	携帯	消防主任	しまばらぼうさい800	島原市新馬場町872-2
83	陸上移動局	ML	携帯	市役所801	しまばらぼうさい801	長崎県島原市上の町537 島原市役所内
84	陸上移動局	ML	携帯	市役所802	しまばらぼうさい802	長崎県島原市上の町537 島原市役所内

						4
85	陸上移動局	ML	携帯	市役所803	しまばらぼうさい803	長崎県島原市上の町537 島原市役所内
86	陸上移動局	ML	携帯	市役所804	しまばらぼうさい804	長崎県島原市上の町537 島原市役所内
87	陸上移動局	ML	携帯	市役所805	しまばらぼうさい805	長崎県島原市上の町537 島原市役所内
88	陸上移動局	ML	携帯	市役所806	しまばらぼうさい806	長崎県島原市上の町537 島原市役所内
89	陸上移動局	ML	携帯	市役所807	しまばらぼうさい807	長崎県島原市上の町537 島原市役所内
90		ML	携帯	市役所808	しまばらぼうさい808	長崎県島原市上の町537
91		ML	携帯	市役所809	しまばらぼうさい809	島原市役所内 長崎県島原市上の町537
92	陸上移動局	ML	携帯	市役所810	しまばらぼうさい810	島原市役所内 長崎県島原市上の町537
93	陸上移動局	ML	携帯	市役所811	しまばらぼうさい811	島原市役所内 長崎県島原市上の町537
				1 12 77 7		島原市役所内 長崎県島原市上の町537
94	陸上移動局	ML	携帯	市役所812	しまばらぼうさい812	島原市役所内
95	陸上移動局	ML	携帯	市役所813	しまばらぼうさい813	長崎県島原市上の町537 島原市役所内
96	陸上移動局	ML	携帯	市役所814	しまばらぼうさい814	長崎県島原市上の町537 島原市役所内
97	陸上移動局	ML	携帯	市役所815	しまばらぼうさい815	長崎県島原市上の町537 島原市役所内
98	陸上移動局	ML	携帯	市役所816	しまばらぼうさい816	長崎県島原市上の町537 島原市役所内
99	陸上移動局	ML	携帯	市役所817	しまばらぼうさい817	長崎県島原市上の町537 島原市役所内
100	陸上移動局	ML	携帯	市役所818	しまばらぼうさい818	長崎県島原市上の町537 島原市役所内
101	陸上移動局	ML	携帯	市役所819	しまばらぼうさい819	長崎県島原市上の町537 島原市役所内
102	陸上移動局	ML	携帯	市役所820	しまばらぼうさい820	長崎県島原市上の町537 島原市役所内
103	陸上移動局	ML	携帯	市役所821	しまばらぼうさい821	長崎県島原市上の町537 島原市役所内
104	陸上移動局	ML	携帯	市役所822	しまばらぼうさい822	長崎県島原市上の町537 島原市役所内
105	陸上移動局	ML	携帯	市役所823	しまばらぼうさい823	長崎県島原市上の町537 島原市役所内
_						

様式第1号(第10条関連)

令和 年 月 日

# 防災行政無線放送申請書

# 無線局管理責任者 様 (市民安全課長)

放 送 申 請 部 門																
部長	課長			班長			班員				担当					
下記により放送を申請します。																
区 分	□緊急	<b>-</b>	一般													
放送件名																
放 送 日	□即時 □令和		月	日(	) ~	~ 令和	年	月	日	(	)		<u>延べ</u>		<u>日</u>	
放送時間	口全時	間帯	□07:	30	□12 : 3	0 🗆 1	9 : 45									
放送媒体	口防災	ラジオ	□屋	外拡声	子局	ロホー	ムページ	ا ٪	コメー	ル		СА	TV			
放送地域	□市内全域  □特定地域(							)								
放送文																
	—	<b>-</b> 1		. A -m.	10.1.1											
※放送日前週木曜日正午までに市民安全課に提出すること。																
							콛	——— · 録 日	• <b>各</b> £	湿者	] [	受付	н.	受付	十者	

様式第2号(第11条関連)

令和 年 月 日

無線局管理責任者 様 (市民安全課長)

無線局通信担当者

## 無線設備管理報告書

以下のとおり、無線局設備に●●の事象が発生したため、その状況等について報告致します。

- 1 発生日時等令和 年 月 日 時 分
- 2 事象内容
- 3 措置内容
- 4 その他

## 様式第2号-1(第11条関連)

# 障害記録簿

項	目					内		容	
障害组	発生日	令和	年	月	日(	)	時	分	天気
障害征	复旧日	令和	年	月	日(	)	時	分	<u>天気</u>
障害村	幾器名								
障害(	の状況								発見者:
原	因								究明者:
措置	状 況								措置者:
備	考								

## 様式第3号(第17条関連)

## 無線従事者選(解)任届

令和 年 月 日

九州総合通信局長 様

免許人住所

氏 名

印

次のとおり無線従事者を選(解)任したので、電波法第39条の4並びに51条の規定により届けます。

#### 4-8 島原市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和 49 年 6月 21 日条例第 28 号昭和 50 年 3月 31 日条例第 4号昭和 51 年 12月 25 日条例第 28 号昭和 53 年 6月 28 日条例第 19 号昭和 56 年 9月 28 日条例第 25 号昭和 57 年 12月 25 日条例第 28 号昭和 62 年 3月 28 日条例第 5 号平成 3年 10月 17 日条例第 13 号平成 17 年 9月 30 日条例第 66 号平成 23 年 9月 26 日条例第 9号

## 島原市災害弔慰金の支給等に関する条例

#### 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族 に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた 市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主 に対する災害援護資金の貸付けを行い、もつて市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

- **第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。
  - (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
  - (2) 市民 災害により被害を受けた当時、島原市の区域内に住所を有した者をいう。

## 第2章 災害弔慰金

(災害弔慰金の支給)

- 第3条 市長は、令第1条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。) により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものと する。 (災害弔慰金を支給する遺族)
- 第4条 災害 用慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、 次に掲げるとおりとする。
  - (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟

姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。

- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
  - イ 配偶者
  - 口子
  - ハ 父母
  - 二 孫
  - ホ 祖父母
- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者)に対して、災害弔慰金を支給するものとする。
- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順 位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先 にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の 規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

**第6条** 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

- - (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
  - (2) 令第2条に規定する場合
  - (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかつたことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不適当と認めた場合

(支給の手続)

- **第8条** 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。
- 2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

#### 第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市長は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

#### 第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

- 第12条 市長は、法第10条第1項に掲げる災害により、同条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。
- 2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第 10 条第 1 項に規定する要件に該当するもので なければならない。

(災害援護資金の限度額)

- 第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。
  - (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
    - イ 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害 (以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円
    - ロ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円
    - ハ 住居が半壊した場合 270 万円
    - ニ 住居が全壊した場合 350万円
  - (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
    - イ 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 150万円
    - ロ 住居が半壊した場合 170万円
    - ハ 住居が全壊した場合(ニの場合を除く。) 250万円
    - ニ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350 万円
  - (3) 第1号のハ又は前号のロ、若しくはハにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」

とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間は、そのうち3年(令第7条第2項括弧 書に該当する場合は、5年)とする。

(利率)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合 を除き年3パーセントとする。

(償還等)

- 第15条 災害援護資金は、年賦償還とする。
- 2 償還方法は、元利均等償還とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上 償還をすることができる。
- 3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、 令第8条から第12条までの規定によるものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(有明町の編入に伴う経過措置)

- 2 有明町の編入の日(以下「編入日」という。)前に、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年有明町条例第18号。以下「有明町条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 編入日前に、有明町の区域に住所を有していた者に対する編入日前に生じた災害に係る災害 帯 慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けについては、前項の規定にかかわらず、有明町条例の例による。

#### 附 則(昭和50年3月31日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (昭和51年12月25日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和51年9月7日以後に生じた 災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の 規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用 する。

#### 附 則 (昭和53年6月28日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の島原市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例(以下「新条例」という。)第5条の規定は、昭和53年1月14日以降に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、新条例第10条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

#### 附 則 (昭和 56 年 9 月 28 日条例第 25 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の島原市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例(以下「新条例」という。)第5条の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、新条例第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

#### 附 則 (昭和 57 年 12 月 25 日条例第 28 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかつた市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

## 附 則(昭和62年3月28日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の島原市災害弔慰金の支給等に関する条例第 13 条第1項の規定は、昭和 61 年 7 月 10 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

#### 附 則 (平成3年10月17日条例第13号)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の島原市災害弔慰金の支給等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の条例第10条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかつた市民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の条例第13条の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の島原市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定に基づいて支給された災害弔慰金及び災害障害見舞金並びに貸付けられた災害援護資金は、改正後の条例の相当規定によるそれぞれの内払とみなす。

#### 附 則 (平成 17年9月30日条例第66号)

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

#### 附 則(平成23年9月26日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の島原市災害弔慰金の支給等に関する条例第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

#### 4-9 島原市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和 57 年 12 月 28 日規則第 15 号

### 島原市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

#### 第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、島原市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年島原市条例第28号。 以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

- 第2条 市長は、条例第3条の規定により災害 中慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害 中慰金の支給を行うものとする。
  - (1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別、生年月日
  - (2) 死亡(行方不明を含む。)の年月日及び死亡の状況
  - (3) 死亡者の遺族に関する事項
  - (4) 支給の制限に関する事項
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

- 第3条 市長は、この市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被 災証明書を提出させるものとする。
- 2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものと する。

## 第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

- **第4条** 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項 の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。
  - (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
  - (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
  - (3) 障害の種類及び程度に関する事項

- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

- 第5条 市長は、この市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、 負傷し又は疾病にかかつた地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。
- 2 市長は、障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(別 紙様式第1号)を提出させるものとする。

#### 第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込)

- 第6条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した借入申込書(別紙様式第2号)を市長に提出しなければならない。
  - (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
  - (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
  - (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の使途についての計画
  - (4) 保証人となるべき者に関する事項
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 借入申込書には次に掲げる書類を添えなければならない。
  - (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込者にあっては、医師の療養見込期間及び療養概 算額を記載した診断書
  - (2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
    - (3) その他市長が必要と認めた事項
- 3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月 を経過する日までに提出しなければならない。

(調查)

**第7条** 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、すみやかに、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

- 第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、 償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書(別紙様式第3号)を、借入申込者に交付 するものとする。
- 2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸付けない旨を決定したときは、貸付決定不承認通

知書(別紙様式第4号)を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、すみやかに、保証人の連署した借用書(別紙様式第5号)に、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)及び、保証人の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 市長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(別紙様式第6号)を市長に提出 するものとする。

(償還金の支払猶予)

- 第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した申請書(別紙様式第7号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が 必要と認める事項を記載した支払猶予承認書(別紙様式第8号)を、当該借受人に交付 するものとする。
- 3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(別紙 様式第9号)を、当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

- 第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書(別紙様式第10号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認書(別紙様式第11号)を当該借受人に交付するものとする。
- 3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(別紙様式第12号)を、当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第 15 条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した申請書(別紙様式第 13 号)を、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。
  - (1) 借受人の死亡を証する書類
  - (2) 借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなつたことを証する書類
- 3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書(別紙様式第 14 号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。
- 4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書(別紙様式第 15 号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

**第16条** 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

- 第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異同を生じたときは、借受人はすみやかに、その旨を市長に氏名等変更届(別紙様式第16号)を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代つてその旨を届け出るものとする。
- 第18条 この規則に定めるもののほか、災害 帯壁金及び災害障害 見舞金の支給並びに災害 援 護資金の貸付けの手続について必要な事項は別に定める。

#### 附則

この規則は、昭和57年12月28日から施行する。

別紙様式(省略)

#### 4-10 島原市小災害り災者に対する見舞金支給要綱

昭和51年 2月10日告示第29号昭和54年 7月5日告示第29号平成5年2月22日告示第14号平成17年12月21日告示第93号平成24年7月6日告示第61号平成24年10月1日告示第89号平成29年3月3日告示第10号

島原市小災害り災者に対する見舞金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市区域内において発生した火災・風水害・その他の予測できない天災 地変等による災害(災害救助法・昭和22年法律第118号の適用を受ける災害を除く。以下「災害」という。)により、被害を受けた市民又はその遺族に対し、災害見舞金を支給することにより、災害を受けた者の保護と福祉の増進を図ることを目的とする。

#### (支給対象)

第2条 災害見舞金(以下「見舞金」という。)は、災害により被害を受けた日に本市に住所を有し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)により本市の住民基本台帳に記録されている者、若しくは、外国人登録法(昭和27年法律第125号)により本市の外国人登録原票に登録されている者(以下「被災者」という。)又は、その遺族に支給する。

#### (支給の制限)

第3条 見舞金は、被害者がその故意又は重大な過失により災害を受けたときは支給しない。2.被災者の遺族で、故意又は重大な過失により、被災者に災害を受けさせた者は、見舞金を受け取ることができない。

#### (遺族の範囲等)

第4条 第2条に規定する遺族及びその順位は、島原市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する条例(昭和49年島原市条例第28号。以下「災害弔慰金支給条例」という。)第4条の規定を準用する。

## (見舞金の種類及び額)

- **第5条** 見舞金の種類及びその支給を受ける者は次の各号に定める通りとし、その額はそれぞれの見舞金の種類及び被害の程度に応じ、別表に定めるところによる。
  - (1) 死亡見舞金 災害により死亡した者の遺族

- (2) 被災見舞金 災害により住家に被害を受けた世帯の世帯主
- 2. 前項第1号に定める死亡見舞金は、災害弔慰金支給条例の規定に基づく災害弔慰金を支給するときは、支給しない。

(支給の方法)

**第6条** 見舞金は、被害者又はその遺族の請求により支給する。ただし、市長が当該見舞金の 支給を行うべき必要があると認めたときはこの限りでない。

#### 附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、昭和51年7月1日以後の災害に係るものから適用する。 (有明町の編入に伴う経過措置)
- 2 有明町の編入の日前に、小災害り災者に対する見舞金支給要綱(昭和 57 年有明町告示第 4 号)
- の規定によりなされた承認その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

### 附 則(昭和54年7月5日告示第29号)

この要綱は、昭和54年4月1日以後の災害に係るものから適用する。

#### 附 則(平成5年2月22日告示第14号)

この要綱は、平成4年4月1日以後の災害に係るものから適用する。

#### 附 則 (平成 17 年 12 月 21 日告示第 93 号)

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

#### 附 則(平成24年7月6日告示第61号)

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

## 附 則 (平成24年10月1日告示第89号)

この要綱は、平成24年9月17日以後の災害に係るものから適用する。

附 則(平成29年3月3日告示第10号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成29年1月1日から適用する。

別 表 (第5条関係)

種類	被害の程度	金	額
死亡見舞金	死 亡	一人につき 70,000円	ただし死亡者、主として生計を 維持していた場合は140,000 田とする。
		1 人世帯の場合	15,000 円
被災見舞金	全焼・全壊	2 人世帯の場合	20,000 円
恢 火 兄 舜 並 		3人以上の世帯の場合	1 人増す毎に 6,000 加算した額
	半焼・半壊	1人世帯	10,000 円
	半焼・半壊	2 人世帯	14,000 円
	十焼・十塚	3人以上の世帯	1 人増す毎に 5,000 加算した額
被災見舞金		1人世帯	5,000円
	床上浸水	2人世帯	10,000円
		3人以上の世帯	1 人増す毎に 3,000 加算した額

## 備考

被害の程度のうち、火災の程度の判定は、島原地域広域市町村圏組合消防長の認定、その 他の災害の程度の判定は市長が認定する。

#### 4-11 島原市災害におけるし尿等処理費助成金支給要綱

平成 24 年 10 月 22 日告示第 91 号

#### 島原市災害におけるし尿等処理費助成金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市区域内において災害により雨水及び海水等が便槽等に流入し、被害を受けた者に対し、し尿等処理費助成金(以下「助成金」という。)を支給し、公衆衛生の保全を図ることを目的とする。

(定義)

**第2条** この要綱において「災害」とは、風水害等の自然災害で広範囲の地域にわたり床上浸水等の被害が確認された場合とする。

(支給の対象)

第3条 助成金の支給対象となるものは、本市に住所を有する者の住家及び非住家で災害時に 床下浸水以上の被害を受け、緊急にし尿のくみ取りの必要を生じたものとする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、災害の被害によるし尿のくみ取りに要した額とする。

(提出書類)

- **第5条** 助成金の請求をしようとするものは、申請書に下記に掲げる書類を添えて請求しなければならない。
- (1) 領収書又はそれに代わる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

(助成金の返還)

**第6条** 市長は、助成金の交付をした後において、不正な手段でこれを受けたことが明らかな者に対して、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成24年9月17日から適用する。